

## 【論説】

韓国独占禁止法における不当な取引制限に係る  
課徴金減免制度と日本法への示唆（中）

洪 淳 康\*

## III 争点

## 1 基本的な減免対象者となるための要件について

## (1) 申請者資格に関する論点

## ① 総論

## ② 共同減免申請における諸問題

## (ア) 実質的な支配関係について

## ㊦ 実質的な支配関係の存在時期

## ㊧ 実質的な支配関係の判断基準

## a 「系列会社」基準

## b 「事実上の一つの事業者」基準

## c 分析

## (イ) 実質的な支配関係にある系列会社同士による共同減免申請の可否

## (ウ) 減免申請の代位、代理申告及び減免申請者の地位の承継

## ㊦ 石油化学製品製造事業者間の不当な取引制限

## a 前提となる事実関係

## b PP, HDPE, LDPE, LLDPE についての不当な取引制限に関する事実関係

## c PP 及び HDPE における代位、代理申告及び減免申請者の地位の承継

## d LDPE, LLDPE における代位、代理申告及び減免申請者の地位の承継

## e SM における代位

## ㊧ エレベーター製造事業者間の不当な取引制限

## a 前提となる事実関係

## b 代位、代理申告の可否

## ㊨ 分析

---

\* ホン・スンガン 金城学院大学准教授

「韓国独占禁止法における不当な取引制限に係る課徴金減免制度と日本法への示唆（上）」はソフトロー研究 22 号（平成 25 年 8 月刊行）に収録されている。

### III 争点

#### 1 基本的な減免対象者となるための要件について

##### (1) 申請者資格に関する論点

###### ① 総論

2015年4月現在の韓国独禁法体系における課徴金減免申請は、自主申告者と調査協力者の両方で「単独申請」が原則である。一方では、2009年5月13日から施行された改正施行令<sup>(1)</sup>によると、二つ以上の事業者が「実質的な支配関係にある系列会社」か、または「会社分割や営業譲渡の当事会社」であって、一緒に当該違反行為に参加したことがない場合、共同で不当な取引制限であることを立証するのに必要な証拠を提出したとしても「単独申請」としてみなされ(以下、共同減免申請とする)<sup>(2)</sup>、自主申告者または調査協力者になり得る。

しかし、このような共同減免申請が認められるための要件が韓国独禁法や施行令はもちろん、減免告示においても必ずしも明確ではない部分がある。また、課徴金減免申請は原則的に自社の違反行為に対して自らが行うものであるであるにも拘わらず、韓国においては、これまでの事例において「代位」や「代理申告」が認められたことがあり、やはり議論の対象となっている。

###### ② 共同減免申請における諸問題

##### (ア) 実質的な支配関係について

2015年4月現在、共同減免申請が認められるための要件である「実質的な支配関係」の判断基準については韓国独禁法(2015年1月20日改正、同年同日より施行(法第13071号))や施行令(2014年12月9日改正、2015年1月1日より施行(大統領令第25840号))に明示されておらず、減免告示において、ある事業者が他の事業者の株式をすべて有しているか<sup>(3)</sup>、またはある事業者が他の事業者の株式をすべて有しているわけではないが、株式所有比率、当該事業者の認識、役員兼任、会計の統合、日常的な指示に関する状況、販売条件等に関する独自の決定権、当該事案の性格等の諸事情を考慮した時、ある事業者が他の事業者を実質的に支配することにより、これらの者が相互独立的に経営されるものではないと判断された場合、実質的な支配関係が存在し、共同減免申請が可能になるとされている<sup>(4)</sup>。但し、後者に該当するとしても当該事業者らが

「競争関係」にあるならば、実質的な支配関係にあるとは認められず、競争関係の存否の判断は、検討対象市場の現況、他の競争事業者の認識、当該事業者らの活動等の総合的な考慮によるとされている<sup>(5)</sup>。

#### ⑦ 実質的な支配関係の存在時期

これらにおいて、まず、論点になり得るのは、まず、実質的な支配関係が存在する時期が不明確なことである。すなわち、前記脚注(2)の施行令の条文<sup>(6)</sup>を読む限りは、証拠提出時、すなわち「共同減免申請時」に実質的な支配関係が存在すればよく、「違反行為時」においてまでは要求されていないようにも読める。実際に、韓国公取委が発表した、共同減免申請が可能となったことについてのプレスリリースを見ると、共同減免申請を可能にした理由のひとつとして、二つ以上の事業者が実質的な支配関係にある場合、証拠資料や従業員を共有していることが多々あるにも拘わらず、各事業者が各自証拠資料の提出を行い、それによって減免対象者になるとすれば、その結果、各事業者の利害関係が衝突し、提出された証拠資料が韓国公取委の調査に役立つものになるか否か判定が困難になるという点を挙げている<sup>(7)</sup>。このことから、「共同減免申請時」に実質的な支配関係が存在すれば共同減免申請が可能であり、それによって韓国公取委の調査がスムーズに行われることになるという見解がある<sup>(8)</sup>。しかし、このような見解は韓国公取委による執行に重点をおいたものであり、立法趣旨として明言されているわけではないものの、実質的な支配関係にある事業者同士の共同減免申請が必要な根本的な理由は、複数の事業者が一つの競争単位として一緒に違反行為を行ったことに対し、まとめて一つの事業者として数えて順位を与えることであることを思うと、共同減免申請時に実質的な支配関係が存在すればよいという見解は妥当性を欠くものと思われる。また、上記(7)に記された、ある事業者が他の事業者の株式をすべて有してはいない場合において、実質的な支配関係の判断要素となっている、日常的な指示に関する状況、販売条件等に関する独自の決定権及び但書における競争関係の存否等は、違反行為時の状況と密接な関係があるものと思われる<sup>(9)</sup>。なお、2015年4月現在、この実質的な支配関係の存在時期について正面から争われた事例は存在せず、後述するLPG談合事件(①のc参照)で挙げられた理由からも明確な見解を読み取ることはできない。

## ① 実質的な支配関係の判断基準

二つ目の論点としては、同じく上記(ア)に記された、ある事業者が他の事業者の株式をすべて有してはいない場合における判断基準の曖昧さがある。すなわち、ある事業者が他の事業者の株式をすべて有することは客観的な判断が可能であるため、この全株式保有に基づく共同減免申請の可否判断はただちに下せるが、そうではない株式所有関係である場合、「実質的な支配」及び「相互独立な経営」の判断基準が不明確であることから、共同減免申請の可否判断がすぐにはできなくなる可能性がある。そのため、これに関する判断基準は、韓国独禁法第 3 章の企業結合及び経済力集中の抑制<sup>(10)</sup>における「系列会社」の基準を用いるべきだという考え方と<sup>(11)</sup>、不当な取引制限に関する告示である、「共同行為審査基準」<sup>(12)</sup>において「事実上の一つの事業者」の判断基準<sup>(13)</sup>を用いるべきだという考え方に分かれている<sup>(14)</sup>。

## a 「系列会社」基準

「系列会社」とは、韓国独禁法における同一「企業集団」<sup>(15)</sup>の中に含まれる複数の事業者相互間を指す言葉であるが<sup>(16)</sup>、この系列会社に含まれるか否かは、形式的な基準として同一人が単独でまたは関係人<sup>(17)</sup>と合わせて当該事業者の発行株式総数の 100 分の 30 以上を支配し、且つ、最多出資者である場合、もしくは、実質的な基準として、①同一人に代表取締役の任免権があるか、または役員 100 分の 50 以上を選任もしくは選任することが可能であるか、②同一人が直接または関係人を通じて当該事業者の組織変更、新規投資等、主な意思決定もしくは業務執行に支配的な影響力をもっているか、③当該事業者と同一人が支配する他の事業者の間に役員兼任、移動等の人事交流があるか、④通常の範囲を超えて同一人または関係人と資金、資産、商品・役務等の取引を行っているか、もしくは債務保証契約を結んでいる事業者同士、その他当該事業者が同一人の企業集団の系列会社として認められる営業上の表示を行う等、社会通念上、経済的同一体として認められているかのうち、いずれかに当たれば系列会社であるとされている<sup>(18)</sup>。

実質的な支配関係の基準として、この「系列会社」の判断基準を採るべきだという見解の根拠は、上記(ア)で述べられた減免告示における実質的な支配関係の判断基準と系列会社の判断基準の間に実質的な違いはなく、また別々のもの

として扱う理由も特に存在しないためとされている<sup>(19)</sup>。この見解によると、「系列会社」であるならば、実質的な支配関係があるものとして共同減免申請が可能になる。

#### b 「事実上の一つの事業者」基準

一方、共同行為審査基準においては、もし、複数の事業者を実質的・経済的な観点から「事実上の一つの事業者」とすることができる場合、当該事業者間で結ばれた不当な取引制限に関する合意があり、その後、当該合意に基づく違反行為があったとしても不当な取引制限が成立しないとされている<sup>(20)</sup>。この「事実上の一つの事業者」として認められるための要件は、ある事業者が他の事業者の株式をすべて有している場合はもちろん<sup>(21)</sup>、事業者が他の事業者の株式をすべて有しているわけではないが、株式所有比率、当該事業者の認識、役員兼任、会計の統合、日常的な指示に関する状況、販売条件等に関する独自の決定権、当該事案の性格等の諸事情を考慮した時、ある事業者が他の事業者を実質的に支配することにより、これらの事業者が相互独立的に経営されるものではないと判断された場合である<sup>(22)</sup>。

実質的な支配関係の基準として共同行為審査基準での判断基準を採るべきだという考え方は、減免告示における実質的支配基準の判断基準と共同行為審査基準における事実上の一つの事業者の判断基準が同じであること及び EU と米国における「経済的同一体 (an economic unit や single economic entity)」の考え方を参考にすれば、共同減免申請が認められるための要件は系列会社として認められるためのものよりも狭い範囲に限定すべきだということを理由として挙げている<sup>(23)</sup>。

#### c 分析

確かに韓国における見解は分かれているが、これらの二つの判断基準は、両者の間に株式の所有比率の違い(発行株式総数の100分の30以上を支配し、且つ、最多出資者であること対株式所有比率)と共同行為審査基準の但書に明示された競争関係の有無の文言を除けば内容上の違いはほとんどないと思われる。しかし敢えて言えば、共同行為審査基準の方が複数の事業者が違反行為をしたにも拘わらず、一定の要件を満たした場合、事実上の一つの事業者として不当

な取引制限を行ったとされ、その結果、不当な取引制限そのものが成立しないことになるため、企業結合や経済力集中の抑制における結合関係に比べて認められるための要件は厳しいものと思われる。

この点について、ソウル高等裁判所は、2003 年 1 月から 2008 年 8 月まで行われたとされる LPG 談合事件において SK ガス (株) が同一企業集団の系列会社である、SK (株)<sup>(24)</sup>及び SK エナジー (株)<sup>(25)</sup>とともに課徴金減免申請を行ったにも拘わらず、SK (株) 及び SK エナジー (株) については共同で 1 位調査協力者としての地位を認めたが、SK ガス (株) については、共同減免申請による 1 位調査協力者ではなく、2 位調査協力者とした<sup>(26)</sup>。SK ガス (株) が 2 位調査協力者となったのは、当該事業者が SK (株) 及び SK エナジー (株) と競争関係にあること並びに SK (株) による、SK ガス (株) への直接的、間接的株式保有比率が 50% に満たないこと、そして人的交流等の面から相互独立的な経営が行われたことから実質的な支配関係が存在しないとされたためであった。SK ガス (株) が同一企業集団の系列会社であるにも拘わらず、これらの理由により実質的な支配関係が認められなかったことから、韓国の裁判所はどちらかと言えば「共同行為審査基準」の見解を採っているように思われる。

#### (イ) 実質的な支配関係にある系列会社同士による共同減免申請の可否

付随的な論点として、兄弟会社同士も共同減免申請が可能かというものがあ  
る<sup>(27)</sup>。すなわち、減免告示 4 条の 2 第 1 項 2 号の本文における実質的な支配関係の概念を広く捉えて同一の親会社の下の子会社同士も共同減免申請が可能かということである。この点については、共同減免申請の制度趣旨が事実上一つの事業者の行為に対して共同減免申請を可能にすることであるから、当該告示に明示された、実質的に支配「する会社」と「される会社」の両者に限定する必要はなく実質的な支配関係にある系列会社同士も共同減免申請が可能だという見解がある。実際に韓国公取委も製版フィルムとプレート<sup>(28)</sup>に関する不当な取引制限において同一の親会社をもつ兄弟会社同士である (株) Sungdo GL と (株) Sungdo Soluwin が 2 番目に共同減免申請をしたことに対し、2 社とも 2 位自主申告者に当たるとした<sup>(29)</sup>。

しかし、「ある事業者が他の事業者を実質的に支配することにより」という文言は明らかに実質的に支配「する会社」と「される会社」の両者に限定するも

のであり、同一の親会社の下の子会社同士にまで適用範囲を拡大させるのは、明らかに行き過ぎた拡大解釈だと思われる。

(ウ) 減免申請の代位、代理申告及び減免申請者の地位の承継<sup>(30)</sup>

韓国独禁法において明示的に共同減免申請が可能となる前、大きな争点であったものとして減免申請を代位または代理申告の方法で行うこと及び減免申請を行った事業者がその地位を認められなかったわけでもないのに減免申請者としての地位を他の事業者が承継することが可能かというものがあった。この点についてこれまではもちろん、2015年4月現在の韓国独禁法にも明示的には認められていない。しかし、業界再編が盛んな韓国においては、不当な取引制限を行ってきた事業者が旧会社として存続し、事業の一部を承継または吸収した事業者（以下、新会社とする）が当該違反行為を引き続き行った後、減免申請を行うことが珍しいことではない。したがって、このような場合、新会社による減免申請が旧会社を代位または代理したものとして扱われることや新会社がつ減免申請者の地位を旧会社が承継することの可否が論点となってきた。これについて韓国最高裁は韓国独禁法上の明文がないにも拘わらず、場合によっては代位または代理としての減免申請もしくは減免申請者の地位の承継が可能であるとしてきた。韓国独禁法改正による共同減免申請の明文が存在する現在は（2015年4月）、自主申告（または調査協力）を行った事業者同士が実質的な支配関係にあるか、または会社の分割または営業譲渡の当事会社であって一緒に当該違反行為に参加したことがないならば、共同減免申請の形で解決できる場合もあると思われるが、減免申請には迅速性が要求されるため、共同減免申請が間に合わなかった場合も多々あるとして、いまだに厳格な要件のもと、減免申請の代位や代理申告もしくは減免申請者の地位の承継を認めるべきであるという見解もある<sup>(31)</sup>。共同減免申請が可能となった後は、この論点が正面から争点となった事例はないが、共同減免申請条項新設以前においてこれらの可否が争われたいくつかの事例を検討し、分析を行う。

## ⑦ 石油化学製品製造事業者間の不当な取引制限

## a 前提となる事実関係

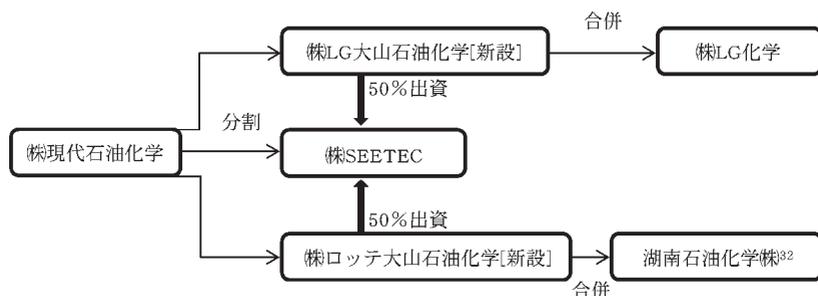


図 1

(株)現代石油化学は、経営状態悪化により、(株)LG化学と湖南石油化学(株)のコンソーシアムに買収され(2003年6月26日)、同社が生産する石油化学製品は(株)LG化学と湖南石油化学(株)が2003年10月1日より販売を代行することとなった。当該企業結合審査において韓国公取委は、(株)現代石油化学の2系列あるプラントを系列別にそれぞれ(株)LG化学と湖南石油化学(株)へ1年6か月以内に事業譲渡する(営業部門は6か月以内)という問題解消措置の履行を条件とした、条件付承認を行った。

その結果、(株)現代石油化学がもっていた2系列のプラントのうち、第1系列を(株)LG化学が取得後、分離し、新設法人である(株)LG大山石油化学とする一方、第2系列を湖南石油化学(株)が取得後、分離し、新設法人である(株)ロッテ大山石油化学とした(2005年1月1日)<sup>(33)</sup>。そして、(株)現代石油化学のうち、このようなプラント分離後の残りの部門が商号を(株)SEETECと変え、プラント内の熱併合発電所、陸上出荷施設、港湾施設等を保有し、(株)LG大山石油化学及び(株)ロッテ大山石油化学に対して電気、酸素、水素、窒素等のユーティリティ供給や施設管理、物流管理・支援等を行っていた。なお、(株)SEETECの株式は、(株)LG大山石油化学と(株)ロッテ大山石油化学がそれぞれ50%ずつ保有していた。その後、(株)LG大山石油化学は(株)LG化学に<sup>(34)</sup>、(株)ロッテ大山石油化学は湖南石油化学(株)に<sup>(35)</sup>それぞれ吸収合併された。

b PP<sup>(36)</sup>, HDPE<sup>(37)</sup>, LDPE<sup>(38)</sup>, LLDPE<sup>(39)</sup>についての不当な取引制限に関する事実関係

(株) SEETEC<sup>(40)</sup>や(株) LG 化学, 湖南石油化学(株)等の合成樹脂製造販売事業者9社は, 1994年4月28日頃からPP, HDPE, LDPE, LLDPEの販売価格, 販売量等について合意し, 実施してきたが, 2005年4月末, 韓国公取委が立入検査を行ったことにより, 終了した<sup>(41)</sup>。

そして, 韓国公取委は, ①PP, ②HDPE, ③LDPE及びLLDPEをそれぞれ当該商品役務とする三つの検討対象市場が成立するとした。これらの商品役務すべてに関しては湖南石油化学(株)が第1位調査協力者となり, PP及びHDPEに関しては三星・トータル(株)が, LDPE及びLLDPEに関しては, (株)LG化学がそれぞれ第2位調査協力者となった。その結果, それぞれの商品役務に関する検討対象市場において, 湖南石油化学(株)は課徴金が全額免除されたが, 第2位調査協力者であったサムスン・トータル(株)と(株)LG化学を含め, その他の事業者は是正命令及び課徴金納付命令を受けた<sup>(42)</sup>。

c PP及びHDPEにおける代位, 代理申告及び減免申請者の地位の承継

まず, PPに関する不当な取引制限において(株)SEETECは減免申請は行わなかったものの, ①株主である湖南石油化学(株)及び(株)LG化学の減免申請によって韓国公取委がPPに関する調査に入り, その結果, 自社に課徴金が課される可能性があること認識していた, ②課徴金減免申請を直接行わなかったのは, PPの担当社員が退社していたためであり, それによって同申請が不可能であった, ③これらのことから, (株)SEETECは株主である他の事業者の調査協力者としての地位を自社が承継することができるとして, 韓国公取委による課徴金納付命令<sup>(43)</sup>に不服として控訴した。なお, (株)現代石油化学が(株)LG大山石油化学と(株)ロッテ大山石油化学, (株)SEETECに分かれる際に結ばれた分割契約書等<sup>(44)</sup>によると, 分割以後に発生する(株)現代石油化学の偶発債務は(株)SEETECの負担となるため, 本来(株)現代石油化学が負担することになったであろう, 韓国独占禁止法上の課徴金も(株)SEETECに納付義務があるとされていた。

(株)SEETECの主張に対してソウル高裁は, ①担当社員が退社したとしても減免申請は可能であったにも拘わらず, しなかったこと, ②そもそも(株)

SEETEC と湖南石油化学 (株) がそれぞれ違反行為を行っていた期間が重複すること、③湖南石油化学 (株) が行った減免申請の内容には (株) SEETEC の行為について明示されていなかったこと等により、株主である他の事業者の調査協力者としての地位を (株) SEETEC が承継することはできないとした<sup>(45)</sup>。しかし、その後、韓国最高裁<sup>(46)</sup>は、①減免申請に関する当時の韓国独禁法及び施行令においては、現在 (2013 年 7 月) のように、単独での減免申請が原則であることは明示されておらず、単に減免申請、調査協力、証拠の提供等が課徴金減免のための要件であって、特定の減免申請方式が要求されているとは言えないことから、代位または代理申告の方法で減免申請を行うことは可能である、②湖南石油化学 (株) が提出した減免申請書には、PP だけでなく、HDPE や LDPE、LLDPE に関する不当な取引制限についても明記されているが LDPE や LLDPE についてはすでに代位または代理申告が認められたことから、PP に対してのみ代位または代理申告が認められないとすべき理由はない、③湖南石油化学 (株) は (株) SEETEC の株式の 50% を保有しており、もし (株) SEETEC が課徴金を支払うことになれば自社の経済的損失にもつながることから、自社だけでなく、(株) SEETEC への課徴金も一緒に減免を受けるため、(株) SEETEC の不当な取引制限に関して代位または代理申告する必要性があった、④ (株) SEETEC は当該不当な取引制限に関する資料がすべて (株) ロッテ大山石油化学と (株) LG 大山石油化学に移されたため、何も資料をもっていなかった状況の下で、湖南石油化学 (株) の減免申請による効果を自社に帰属させようという意思があったと見るべきであることを理由に、湖南石油化学 (株) は減免申請に関して (株) SEETEC を代位または代理申告したとみなすべきであり、その結果、(株) SEETEC は湖南石油化学 (株) と同等の比率で課徴金減免を受けられることが可能であるとした。

次に、HDPE においても (株) SEETEC は減免申請を行わなかったが、韓国公取委からの課徴金納付命令<sup>(47)</sup>に不服として控訴した。本件において (株) SEETEC は、①担当社員の退職によって自社が直接減免申請を行うことは事実上困難であった、②自社の株主である湖南石油化学 (株) 及び (株) LG 化学がそれぞれ調査協力者として 100% と 40% の課徴金の減免を受けたことを勘案すると、衡平の原則上、株主の事業者の調査協力者としての地位は自社が承継できると主張した。これに対してソウル高裁は、① (株) SEETEC が担当社員の

退社により減免申請が事実上困難であったこと及び株主である他の事業者が減免申請を行ったことは減免申請者としての地位の承継が行われたとみなすための法的な根拠にはならない、②そもそも(株)SEETECはもはや社内に当該事件に係る資料を保管していないという理由で具体的な資料を全く提出していないため、減免申請者としての資格をもっていない、③湖南石油化学(株)が行った減免申請の内容には(株)SEETECの行為について明示されていなかったことから、(株)SEETECが株主である他の事業者の調査協力者としての地位を承継することはできないとした<sup>(48)</sup>。しかし、その後の韓国最高裁判決は、上記のPPと同じ判旨をもって湖南石油化学(株)は(株)SEETECを代位または代理申告したとみなすべきであり、その結果、(株)SEETECは湖南石油化学(株)と同等の比率で課徴金減免を受けられることが可能であるとした<sup>(49)</sup>。

#### d LDPE, LLDPEにおける代位、代理申告及び減免申請者の地位の承継

LDPE, LLDPEに関する不当な取引制限において、(株)SEETECは、韓国公取委からの課徴金納付命令<sup>(50)</sup>に対し、①減免対象者となった湖南石油化学(株)及び(株)LG化学がそれぞれ自社の株式を50%ずつ保有していること、②湖南石油化学(株)及び(株)LG化学は(株)SEETECの前身である(株)現代石油化学から分割された(株)ロッテ大山石油化学と(株)LG大山石油化学をそれぞれ吸収合併したものであることから、湖南石油化学(株)及び(株)LG化学による調査協力者としての減免申請は、経済的同一体である親会社が行ったものか、または分割前の事業者が行っていた不当な取引制限について当該事業者と合併した事業者が行ったものとして扱うべきであって、その結果、子会社であり、且つ、分割前の事業者の一部が旧会社として残った自社に対しても減免申請の効果が及ぶべきか、もしくは代位または代理申告としてみなすべきである、③そもそも本件における湖南石油化学(株)による減免申請は、ほぼ同時期に韓国公取委から代位による減免申請として認められた、後記のSM<sup>(51)</sup>に関する韓国公取委の議決での論理が同じく適用されるべきだとして、当該命令に不服として控訴した。

これに対してソウル高裁は、①湖南石油化学(株)及び(株)LG化学による調査協力者としての減免申請が行われた当時の韓国独占禁止法並びに施行令においては、減免申請の方式について特定の方式を定めていないことから、必ず自ら

減免申請をしなければいけないとは言えず、代位または代理申告も許される、②湖南石油化学(株)が作成した減免申請書には、自社が(株)現代石油化学の販売を代行しはじめた2003年10月1日からの違反行為だけでなく、(株)現代石油化学が湖南石油化学(株)と(株)LG化学とのコンソーシアムに買収された、2003年6月26日より前から単独で行っていた違反行為についても記載され、資料も提出されているが、これは2003年10月1日より前の不当な取引制限に関し、(株)SEETECを代位して減免申請を行ったものとしてみなすことができるだけでなく、当該申請が代位のものとして認められた、後記のSMに関する韓国公取委の議決での内容と変わらないものである、③湖南石油化学(株)は(株)LG化学とともに(株)SEETECの株式を50%保有しており、もし(株)SEETECが課徴金を納付することによって被るであろう損失は湖南石油化学(株)の損失にもなることから、湖南石油化学(株)には(株)SEETECの課徴金も減免を受ける目的で減免申請を行う必要性があったと思われる、④もはや(株)SEETECには当該商品役務に関する生産及び営業組織が残っていないことから関連資料も乏しく、当該商品役務の生産等を引き継いだ湖南石油化学(株)の方が相対的に減免申請を行いやすかったことを総合すると、湖南石油化学(株)による減免申請の効果は(株)SEETECにも及ぶか、または代位や代理申告によるものとみなすべきであるとした<sup>(52)</sup>。

そして、その後の韓国最高裁判決においても、湖南石油化学(株)が提出した減免申請書及び資料の中に(株)現代石油化学が買収される前に単独で行っていた違反行為についても記載されていたことをもって、当該減免申請は湖南石油化学(株)が自ら行った不当な取引制限についてのものであると同時に、(株)現代石油化学の代理としてのものでもあったとみなすべきであるとされた<sup>(53)</sup>。その結果、同判決は、(株)SEETECに対しても湖南石油化学(株)に適用される課徴金の減免率が適用されるべきであるとした。

#### e SMにおける代位

本件は、韓国公取委により、(株)SEETECほか5社が2000年9月から2004年8月まで産業用SMに関して不当な取引制限を行ったとされたなかで、(株)LG化学による減免申請が(株)SEETECに代位して行われたものとして認められた事例である<sup>(54)</sup>。この事例において韓国公取委は、(株)SEETECの株式

総数の50%を保有する(株)LG化学が産業用SMに関する不当な取引制限に参加していなかったにも拘わらず、(株)現代石油化学が行っていた違反行為について減免申請を行ったことが(株)SEETECの代位としてなされたものであるとして、3位自主申告者と認め、(株)SEETECへの課徴金を40%減額した<sup>(65)</sup>。韓国公取委がこのような代位による減免申請を認めた理由は、(株)SEETECが2005年1月1日に行われた(株)現代石油化学のプラント分離後、産業用SMを生産しておらず、営業組織や資料がすべて他の事業者に移されたことから単独で減免申請を行うことが困難であったこと及び(株)SEETECの確認書を通じて(株)LG化学による減免申請が自社を代位して行われたものであったことを確認する一方、(株)LG化学も自社の減免申請や陳述書は(株)SEETECの代位行使であることを確認書で明白にしたからであった。

① エレベーター製造事業者間の不当な取引制限

a 前提となる事実関係

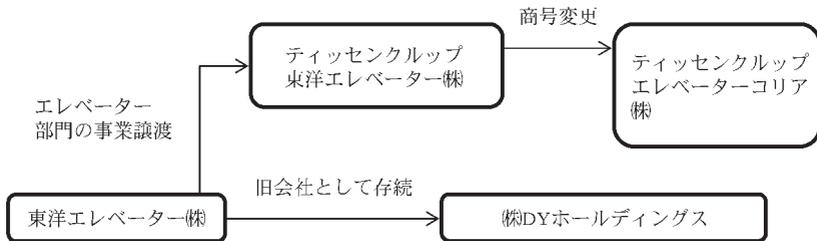


図 2

2003年7月18日、東洋エレベーター(株)は子会社である東洋重工業(株)との間にエレベーター部門についての事業譲渡契約を結んだ。事業譲渡日は同年10月1日とされ、事業譲渡を受けた東洋重工業(株)は同年同日、ドイツのティッセンクルップの資本参加によりティッセンクルップ東洋エレベーター(株)に商号変更を行った。その後、2008年8月7日、ティッセンクルップ東洋エレベーター(株)は再びティッセンクルップエレベーター코리아(株)に商号変更を行った。一方、東洋エレベーター(株)はエレベーター部門の事業譲渡を行った後、残存部門のビジネスを行う事業者として(株)DYホールディ

ングスに商号変更を行い、不動産及び株式投資会社として続いていた。

なお、事業譲渡契約書によれば、東洋重工業（株）は東洋エレベーター（株）の債務を選択して引き受けることができ、当該引き受けた債務以外のものについては東洋エレベーター（株）に弁済責任があるとされた。さらに、2003年10月1日以前に東洋エレベーター（株）によって行われた行為については、（株）DY ホールディングスが法的責任を負うことになっていた。

#### b 代位、代理申告の可否

2008年9月25日、韓国公取委は、1996年4月頃から2005年11月24日までオーチス・エレベーター（有）、ティッセングループエレベーター코리아（株）、（株）DY ホールディングス、現代エレベーター（株）、韓国三菱エレベーター（株）が民間及び政府・地方公共団体向けのエレベーター販売契約に関する数量配分、落札予定者、入札・落札価格に関して合意し、その結果、競争が制限されたことが、不当な取引制限に当たるとした<sup>(56)</sup>。そのうえで韓国公取委は、1位調査協力者であるティッセングループエレベーター코리아（株）を除いた4社に対し、課徴金納付命令を行った。これに対し、（株）DY ホールディングスはティッセングループエレベーター코리아（株）がもつ1位調査協力者としての地位の承継を主張し、課された課徴金額を不服として控訴した。なお、本件に適用された、当時の韓国独禁法22条の2<sup>(57)</sup>及び施行令35条<sup>(58)</sup>によると、共同減免申請はまだ認められておらず、1位自主申告者は75%以上、1位調査協力者は50%以上、2位以下の自主申告者及び調査協力者は50%未満の範囲で課徴金減額が可能なだけであり、韓国公取委の議決には（株）DY ホールディングスによる自主申告はもちろん、調査協力についてもまったく言及されなかった。

その後、ソウル高裁及び韓国最高裁において（株）DY ホールディングスは、①事業譲渡によって資産、営業に関する情報、職員のほとんどがティッセングループエレベーター코리아（株）に移ったため、減免申請そのものが不可能な状況であった<sup>(59)</sup>、②当時の韓国独禁法では共同減免申請が不可能であったため、ティッセングループエレベーター코리아（株）単独で減免申請が行われたものの、同減免申請の内容には（株）DY ホールディングスの違反行為も含まれていた、③（株）DY ホールディングスは、ティッセングループエレベーターコ

リア(株)が自社の違反行為まで減免申請を行ったことへの追認を明白な意思によって示したことを挙げ、ティッセングループエレベーター코리아(株)による減免申請は自社を代位または代理したものとみなすべきであると主張した。これに対して両裁判所は、2009年5月13日から施行された改正施行令によると、一定の条件の下、共同減免申請が認められるようになったことから、減免制度の趣旨から逸脱したものではないと認められる事情があるならば(例えば、改正施行令によって共同減免申請が可能となった、複数の事業者が実質的な支配関係にある系列会社である場合や会社の分割または営業譲渡の当事会社であって一緒に当該共同行為に参加したことがない場合等)例外的に共同減免申請が認められるが、本件においては、①(株)DYホールディングスとティッセングループエレベーター코리아(株)は確かに営業譲渡の当事会社同士であるものの、当該営業譲渡が行われるまで2件の違反行為(民間及び政府・地方公共団体向けのエレベーター販売契約に関する不当な取引制限並びに大韓住宅公社向けのエレベーター販売契約に関する不当な取引制限)にそれぞれ東洋エレベーター(株)と東洋重工業(株)として一緒に参加したことがあるため、共同減免申請は認められず、また減免申請の順位においてお互いの利害関係が相反する、②ティッセングループエレベーター코리아(株)は自社の名前で調査協力者として減免申請を行ったが、そこには(株)DYホールディングスの代位または代理としての意思表示が明示されていない、③(株)DYホールディングスとティッセングループエレベーター코리아(株)の前身である東洋重工業(株)間に結ばれた事業譲渡に関する契約書によると、2003年10月1日より前に東洋エレベーター(株)によって行われた韓国独占禁止法違反行為については(株)DYホールディングスが責任を負うことに、同じく2003年10月1日より前に東洋重工業(株)によって行われた韓国独占禁止法違反行為については、ティッセングループエレベーター코리아(株)が責任を負うことになっているため、2003年10月1日より前に東洋エレベーター(株)によって行われた違反行為に対する課徴金納付命令についてティッセングループエレベーター코리아(株)は利害関係がない、④ティッセングループエレベーター코리아(株)が(株)DYホールディングスを実質的に支配しているか、または両者の利害関係が一致しているとみるべき資料がない、⑤ティッセングループエレベーター코리아(株)による1位調査協力者としての減免申請書の中に(株)DYホールディングスの違

反行為に関する内容が一部含まれているとしても、それは1位調査協力者としての協力行為の中に他の共同違反行為者の違反事実を含んでいたことに過ぎないことから、ティessenグループエレベーター코리아 (株) が (株) DY ホールディングスの代位または代理として減免申請を行ったとみることはできないとした<sup>(60)</sup>。

### ㉞ 分析

上記の判決例及び議決例から、韓国独禁法においては共同減免申請が条文上認められる前から一定の条件の下、減免申請条文の拡大解釈によって減免申請の代位、代理申告及び地位の承継が認められてきたことがわかる。ここでいう「一定の条件の下」とは、実質的な経済的影響（例えば、株式の保有比率やある事業者課徴金減免が認められなかったならば、減免申請を行った、別の事業者にも金銭的な損害が発生する等）があることやなんらかの形で減免申請の代位、代理申告及び減免申請者の地位の承継の意思表示の存在またはこれらの推定が可能であること等である。

しかし、このような韓国判決例及び議決例の判断については、まず、実質的な経済的影響の判断基準があいまいである点を指摘できる。石油化学製品製造事業者間の不当な取引制限の事例においては、たまたま50%の株式保有比率をもって実質的な経済的影響があると認められたが、当該比率がもっと低くても経済的影響を及ぼす可能性はあり、少しでも株式を保有すれば何らかの実質的な経済的影響が存在するという論理も成立し得る。

また、減免申請書の中から他の事業者の代位や代理申告の意思が読み取れるか否かは当該申請書の書き方によって左右されるだけでなく、仮に自社が行っていない違反行為も含めて書いたとしても、上記のエレベーター製造事業者間の不当な取引制限の事例のように、それが必ずしも代理申告の意図のもとで行われたとは言い切れない場合があり、例えば、施行令に明記された、韓国公取委への「証拠提出」の一環<sup>(61)</sup>または「誠実な協力」<sup>(62)</sup>をアピールするためのものである可能性もあることを指摘できる。

最後に、そもそも韓国民法及び行政法上の代位や代理申告及び減免申請者の地位の承継がどのような要件のもとで韓国独禁法に適用できるのかについてはどの事例においても検討がなされていない。減免申請は厳格な要件のもとで行

われるべき手続きであるべきにも拘わらず、要件について正面から検討がなされていないまま認められたということは、今後、また別の理論をもって「実質的」な共同減免申請が認められる可能性さえ孕んでいると思われる<sup>(63)</sup>。

このような減免申請の代位、代理申告及び減免申請者の地位の承継はまだ韓国独占禁法及び施行令等において共同減免申請が認められなかった時代、同申請を認める現実的な必要性から考案されたものであって、施行令によって「実質的な支配関係にある系列会社」か、または「会社分割や営業譲渡の当事会社」であって、一緒に当該違反行為に参加したことがなければ共同減免申請が可能になった現在（2015年4月）においては、これらの減免申請の代位、代理申告及び減免申請者の地位の承継が正面から主張される可能性は少なくなったと思われる。但し、現在の施行令で明記された、共同減免申請が可能となるための要件は満たさないが、実質的な経済的影響があること等をもって、今後もこのような減免申請の代位、代理申告及び減免申請者の地位の承継が主張され、認められる可能性が残っていると思われることから、引き続き注意を傾ける必要がある<sup>(64)</sup>。

(続きは次号に掲載予定)

- (1) 2009年5月13日改正，同年同日より施行（大統領令第21492号）。
- (2) 施行令35条第1項1号ガ，2号ナ，3号カ。
- (3) 減免告示4条の2第1項1号。なお，本号における株式の所有には，議決権のない株式が含まれるか否かについてこれまで明示されなかったが，2015年1月2日の改正（告示第2014-19号）により，議決権のない株式は除外されることが明示された。
- (4) 減免告示4条の2第1項2号の本文。
- (5) 減免告示4条の2第1項2号の但書。
- (6) 不当な取引制限の立証に必要な証拠を単独で提出した最初の者であること。但し，共同行為に参加した二つ以上の事業者が共同で証拠を提出する場合は，彼らが実質的な支配関係にある系列会社か，または会社の分割や営業譲渡の当事会社であって，韓国公取委が定めた要件に該当すれば単独で提供したものとしてみなされる（35条第1項1号ガ）（下線は筆者によるものである）。
- (7) 韓国公取委のプレスリリース（2009年5月15日）。
- (8) 박성범 「현행 부당한 공동행위 자진신고 제도의 문제점 및 개선방안 - 자진신고자 관점에서 고찰-」 『경쟁법연구 제26권』 p.12 (법문사, 2012) [Park Sung Bom 「不当な取引制限における現行の減免申請制度の問題点及び改善案 -減免申請者の観点からの考察-」 『競争法研究 第26巻』12頁 (法文社, 2012) 参照]。

- (9) 윤신승 「계열회사 공동감면신청 제도」 『공정거래법의 쟁점과 과제』 p.208 (법문사, 2010) [Yun Sin Sung 「系列会社による共同減免申請制度」 『独占禁止法の争点と課題』 208 頁 (法文社, 2010) 参照]。
- (10) 経済力集中の抑制とは、韓国独禁法において一定規模以上の企業集団を対象として経済力集中を抑制するために設けられた複数の違反類型を指す。但し、これらのものは、現在の韓国における経済力集中を根本的に解決することを目的としているわけではなく、これまで経済力集中の手段として使われてきた、循環出資（日本の株式持ち合いと類似したもので、例えば、A社がB社に、B社がC社に、C社がD社に、D社がA社に出資すること）等の禁止や制限によって経済力集中度がこれ以上高くないようにしているものにすぎない (권오승 「경제법 제11판」 pp.233~234 (법문사, 2014) [Kwon Oh Seung 「経済法第 11 版」 233~234 頁 (法文社, 2014) 参照])。
- (11) Park・前掲注(8) 12 頁。
- (12) 韓国公取委例規第 165 号, 2002 年 5 月 8 日 (改正及び施行日 2012 年 8 月 21 日)。
- (13) 共同行為審査基準IIの 1 のナ (2) (가) 及び (나) の本文。
- (14) 정중채 「『부적규제 및 공정거래에 관한 법률』상 자진신고자 등 감면의 요건」 『경쟁저널』 pp.41~42 (공정경제연합회, 2013) [Jung Jong Chae 「『独占規制及び公正取引に関する法律』における自主申告者等の減免要件」 『競争ジャーナル』, 第 166 号 41~42 頁 (韓国公正競争連合会, 2013.1) 参照]。
- (15) 同一人が会社である場合は、その同一人及び同一人が支配する一つ以上の会社の集団を指し、同一人が会社ではない場合は、その同一人が支配する二つ以上の会社の集団を指す (韓国独禁法 2 条第 2 号)。
- (16) 韓国独禁法 2 条第 3 号参照。
- (17) ①同一人の親族 (配偶者, 6 親等以内の血族, 4 親等以内の姻戚のいずれかに該当), ②同一人が単独もしくは関係人と合わせて総出資額の 100 分の 30 以上を出資した最大出資者であるか, または同一人もしくは関係人中の 1 人が設立者である非営利法人もしくは団体 (法人ではない社団もしくは財団), ③同一人が直接または関係人を通じて役員の構成や事業運営について支配的な影響力を行使している非営利法人もしくは団体, ④同一人がこの施行令 3 条第 1 号または後記の第 2 号に該当し, 事実上事業内容を支配している会社, ⑤同一人または上記②から④の使用人 (同一人または上記②から④が法人である場合は役員を指し, 個人である場合は商業使用人及び被雇用者を指す) のいずれかに当たれば, 韓国独禁法上の「関係人」となる (施行令 3 条第 1 号가~마)。なお, 非営利法人または団体 (法人ではない社団もしくは財団) まで関係人に含まれている理由は, 韓国の大企業のほとんどが文化活動や教育支援のための複数の財団をもっているが (例えば, 三星グループの三星福祉財団, 三星文化財団等), これらの財団は同一人及び関係人の影響力が強いとされているからである。
- (18) 施行令 3 条第 1 号及び 2 号。
- (19) Park・前掲注(8) 12 頁。
- (20) 但し, 入札談合及び当該合意に他の事業者が参加した場合は不当な取引制限が成立する

(共同行為審査基準IIの1のナ(2)(ガ)但書)。

- (21) 前掲注(13)(ガ)。
- (22) 前掲注(13)(ナ)。但し、検討対象市場の現況、当該事業者らの活動等を考慮した時、競争関係にあることが認められる場合は、この限りではないとされる(同(ナ)但書)。
- (23) Jung・前掲注(14)42頁。
- (24) 韓国公取委によると、2008年4月3日付でSKグループは資産総額順位において韓国第4位であり(約72兆ウォン)、SK(株)は2007年から同グループの持株会社である。
- (25) 2011年1月1日より、SK エナジー(株)は、SK イノベーション(株)と社名を変更し、その下に新設法人としてSK エナジー(株)、SK 総合化学(株)、SK ルブリカンツ(株)、SK 仁川石油化学(株)、SK トレーディング・インターナショナル(株)が設立された。
- (26) 2010年5月24日宣告、2010ヌ32091判決。なお、この判決に対してSKガス(株)は韓国最高裁に上告し、2015年4月現在、係属中である。
- (27) Jung・前掲注(14)41頁。
- (28) 印刷物を制作するため、フィルムからイメージの転写を受ける印刷版を指す。
- (29) 韓国公取委2010年12月15日、議決第2010-063号。
- (30) 減免申請の代位、代理申告及び減免申請者としての地位の承継はそれぞれ厳密な意味では異なるものと思われるが、韓国の実務においては、それらの法的効果に違いがないことに注目してか、あまり厳密な区分せず、混在して使われている。
- (31) 이재환「합성수지 담합사건 관련 판례의 주요쟁점 검토」『경제법관례연구 제8권』p. 81(법문사, 2013)〔Lee Jae Hwan「合成樹脂談合事件関連判例の主要争点の検討」『経済法判例研究 第8巻』81頁(法文社, 2013)参照〕。
- (32) 2012年12月よりロッテケミカル(株)となった。
- (33) (株)LG大山石油化学は(株)LG化学の出資比率100%であり、同じく(株)ロッテ大山石油化学も湖南石油化学(株)の出資比率100%であった。
- (34) 2006年1月1日。
- (35) 2009年1月1日。
- (36) Poly Propylene(ポリプロピレン)を指し、主に自動車部品、家電部品、包装フィルム、食品容器、キャップ、トレイ、コンテナ、パレット、衣装函、繊維、医療器具、日用品、ごみ容器等に使用される。
- (37) High Density Polyethylene(高密度ポリエチレン)を指し、主に包装材(フィルム、袋、食品容器)、シャンプー・リンス容器、バケツ、ガソリンタンク、灯油缶、コンテナ、パイプ等に使用される。
- (38) Low Density Polyethylene(低密度ポリエチレン)を指し、主に包装材(袋、ラップフィルム、食品チューブ用途)、農業用フィルム、電線被覆等に使用される。
- (39) Linear Low Density Polyethylene(直鎖状低密度ポリエチレン)を指し、主に各種フィルム(食品、薬品、雑貨、機械工具等の包装用)、パイプ、電線、食器、台所用品、食料品、化粧品等のボトル等に使用される。
- (40) 不当な取引制限を行ったのは(株)現代石油化学であったが、同事業者の旧会社として

残ったのは (株) SEETEC であったため、韓国公取委や裁判所は両社を区分せず、(株) SEETEC を名宛人及び当事会社とした。

(41) 但し、個別の商品役務ごとに、そして事業者ごとに少しずつ時期は異なる。この点に関しては次回、「一つの不当な取引制限における期間別減免申請の可能性」で論ずる。なお、(株) SEETEC は、2003 年 9 月 26 日、(株) LG 化学及び湖南石油化学 (株) と販売代行委託契約を結び、同年 9 月 30 日に国内営業を中断したことから、同年 9 月 25 日 (PP, HDPE) と 30 日 (LDPE 及び LLDPE) がそれぞれ終期とされた。

(42) まず、PP に関する不当な取引制限においては、一部期間だけ参加した (株) SEETEC ほか 3 社を除いた事業者に対し、2005 年 3 月 8 日に改正され、同年同日より施行された施行令 (大統領令第 18736 号) が適用されたか、同施行令によると、1 位自主申告者は計算された課徴金の額に 100 分の 75 を乗じて得た金額以上を、1 位調査協力者は同条によって計算された課徴金の額に 100 分の 50 を乗じて得た金額以上を、2 位以下のすべての自主申告者及び調査協力者は同 9 条によって計算された課徴金の額に 100 分の 50 未満を乗じて得た額をそれぞれ当該課徴金の額から減額するとされていた (同 9 条)。したがって、当時は 3 位以下の減免申請者も韓国公取委の裁量で課徴金減免が可能であった。一方、(株) SEETEC ほか 3 社に適用された施行令も、2004 年 3 月 17 日に改正され、同年同日より施行されたものではあったが (大統領令 18312 号)、課徴金減免の内容は上記の大統領令第 18736 号によるものと同じ内容であった。

次に、HDPE、LDPE 及び LLDPE に関する不当な取引制限においては、一部期間だけ参加した (株) SEETEC ほか 1 社を除いた事業者に適用された施行令は上記大統領令 18736 号による施行令であり、(株) SEETEC ほか 1 社に適用された施行令は、上記大統領令 18312 号による施行令であった。

(43) 韓国公取委 2007 年 6 月 5 日、議決第 2007-301 号。

(44) 2004 年 8 月 27 日に (株) 現代石油化学、(株) LG 化学及び湖南石油化学 (株) の間で結ばれた分割契約書 2 条や 2004 年 11 月 2 日に (株) 現代石油化学の取締役会で承認された同事業者の分割計画書等を指す。

(45) ソウル高裁 2008 年 9 月 24 日宣告、2008 ヌ 1810 判決。なお、その後の韓国最高裁においてはこの代理または代行申告による調査協力者としての地位の承継について何も明示されず、売上額の算定に誤りがあるとして課徴金賦課そのものが取り消された。(韓国最高裁 2011 年 6 月 24 日宣告、2008 ドウ 18533 判決)。

(46) 韓国最高裁 2013 年 7 月 25 日宣告、2012 ドウ 29042 判決。前掲注(45)の韓国最高裁の判決後、韓国公取委は課徴金の再算定を行い、再度課徴金を課したが、(株) SEETEC はそれに不服として、提訴した。しかし、高裁判決では (株) SEETEC が提出した証拠からは減免申請の代位または代理申告を認めることはできないとされたため、(株) SEETEC は韓国最高裁に上告した。

(47) 韓国公取委 2007 年 6 月 5 日、議決第 2007-300 号。

(48) ソウル高裁 2009 年 2 月 5 日宣告、2008 ヌ 1803 判決。なお、その後の韓国最高裁においてはこの代理または代行申告による調査協力者としての地位の承継について何も明示され

- ず、売上額の算定に誤りがあるとして課徴金賦課そのものが取り消された。(韓国最高裁 2011年7月28日宣告, 2009ドゥ4630判決)。
- (49) 韓国最高裁 2013年7月26日宣告, 2012ドゥ29059判決。前掲注(48)の韓国最高裁の判決後、韓国公取委は課徴金の再算定を行い、再度課徴金を課したが、(株)SEETECはそれに不服として、提訴した。しかし、高裁判決では(株)SEETECが提出した証拠からは減免申請の代位または代理申告を認めることはできないとされたため、(株)SEETECは韓国最高裁に上告した。
- (50) 韓国公取委 2008年3月5日, 議決第 2008-082号。
- (51) Styrene Monomer(スチレンモノマー)を指し、ポリスチレン, ABS樹脂等のプラスチックやゴム・塗料の原料となる化学物質である。
- (52) ソウル高裁 2009年5月13日宣告, 2008ヌ 23733判決。一方、同裁判所は、(株)SEETECが(株)LG化学による減免申請も自社を代位して行ったものとして扱うか、または減額効果は自社にも及ぶべきだと主張したことに対し、(株)LG化学が提出した減免申請書及びその後の確認書には、①LDPEに関する違反行為についての記載は自社が直接生産・販売した1994年4月28日から2005年4月30日までの期間のみであったこと、②(株)現代石油化学は経営難からLDPEのダンピングを行ってきたため、業界の中で安売り合戦が発生し、不当な取引制限が行いにくくなっていくと明記されていたこと、③LLDPEについては、(株)現代石油化学を湖南石油化学(株)とともに取得した後の販売代行期間(2003年10月1日から2005年3月31日)に行った違反行為のみを記載したこと、④(株)LG化学は(株)現代石油化学の取得前はLLDPEを生産・販売したことはなく、取得後の販売代行によってはじめて販売できるようになったことから当該減免申請の内容が(株)現代石油化学の行為も含まれているとは言い難いため、当該減免申請の効果が(株)SEETECに及ぶようにする、もしくは代位による減免申請と認めることは困難だとした。
- (53) 韓国最高裁 2010年9月9日宣告, 2009ドゥ8939判決。
- (54) 韓国公取委 2008年7月17日, 議決第 2008-202号。
- (55) 施行令 35条第1項～3項参照(大統領令第18736号)。
- (56) 韓国公取委 2008年9月25日, 議決第 2008-268号。但し、オーチス・エレベーター(有)はLG産電(株)からエレベーターに関する事業譲渡を受けた1999年12月29日が、韓国三菱エレベーター(株)はオーチス・エレベーター(有)との間で合意があった2002年初がそれぞれ違反行為の始期とされた。また、(株)DYホールディングスは東洋エレベーター(株)による事業譲渡が行われた2003年10月1日からはエレベーター事業を営んでいないことから2003年10月1日が違反行為の終期とされた。なお、このエレベーターに関する不当な取引制限については、参加事業者や合意の方法がそれぞれ異なる、3つの検討対象市場(①民間及び役所向け販売(但し、2001年以降の大韓住宅公社(現在の韓国土地住宅公社(LH))向けの販売は除外する)、②2001年以降の大韓住宅公社向け販売、③老朽化したエレベーター交換)がそれぞれ成立するとされた(韓国公取委 2008年9月25日, 議決第 2008-267及び269号)。これらは、当初、一つの不当な取引制限として扱われる予定であったが、韓国公取委の調査・審査段階でのティッセングループエレベーター코리아(株)の意

見書提出により、3つの検討対象市場が成立するとされた。そのため、それぞれの事件ごとに減免対象者は異なることとなった。

- (57) 2002年8月26日改正, 2002年11月27日より施行(法律第6705号)。
- (58) 2004年3月17日改正, 同年同日より施行(大統領令第18312号)。
- (59) 791人中, 8人が(株)DYホールディングスに残ったのみであった。
- (60) ソウル高裁2009年12月9日宣告, 2009ヌ2650判決及び韓国最高裁2010年9月9日宣告, 2010ドゥ2548判決。
- (61) 2015年1月1日から施行されている現在(2015年4月)の施行令(大統領令第25840号)35条第1項及び2項によると, 減免対象者となるためには, 「必要な証拠」の提出が必要であるとされていることから, 自社が認知していることを可能な限り多く記載し提出することによって証拠として認めてもらう確率を高めようとするのは自然なことであると思われる。
- (62) 2015年1月1日から施行されている現在(2015年4月)の施行令(大統領令第25840号)35条第1項によると, 各自主申告者及び調査協力者となるためには, 当該不当な共同行為に関する事実をすべて述べ, 関連資料を提出する等, 調査が終わるまで「誠実に協力する」ことが必要であるとされている。
- (63) 一方, 減免申請を一身専属的な公法行為とみなし, 韓国独禁法において規定がないにも拘わらず, 法人格の異なる主体が一身専属的な公法行為を共同で行い, その効果を他の事業者に帰属させることはできないという見解がある。この見解によると, 現在(2015年4月)の施行令で認められた要件以外は全く共同減免申請ができないことになる(Jung・前掲注(14)44頁参照)。
- (64) Lee・前掲注(3)参照。